



# 三重県公報

令和元年8月27日（火）

第 33 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
18	三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	( 出 納 局 )	2
<b>告 示</b>			
255	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	( 長 寿 介 護 課 )	4
256	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	( 同 )	4
257	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	4
258	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	5
259	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	5
260	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	( 同 )	5
261	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	( 同 )	5
262	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	5
263	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	6
264	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農産物安全・流通課)	6
265	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	( 同 )	6
266	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	( 漁 業 環 境 課 )	7
267	同伴	( 同 )	7
268	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	( 同 )	7
269	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	7
270	三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定の一部を改正する告示	( 都 市 政 策 課 )	8
<b>公 告</b>			
	土地改良区の定款変更の認可	( 農 地 調 整 課 )	9
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	10
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(農産物安全・流通課)	10

規 則

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年八月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十八号

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

三重県証紙条例施行規則（昭和四十四年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙販売手数料)</p> <p>第十四条 知事は、販売人に対し、小売販売手数料として、第十二条第一項の規定により売り渡した証紙の額面金額の百分の二・二に相当する額を交付する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(証紙販売手数料)</p> <p>第十四条 知事は、販売人に対し、小売販売手数料として、第十二条第一項の規定により売り渡した証紙の額面金額の百分の二・一六に相当する額を交付する。</p> <p>2 (略)</p>

第九号様式を次のように改める。

第 9 号様式 (第 12 条関係)

証 紙 買 受 請 求 書									
(卸売販売用)									
卸売販売人様				年	月	日	差引 払込金額 (A) - (B)		円
販売人 住 所 氏名又は名称 及び代表者の氏名 次のとおり証紙を買い受けたいから請求します。				(印)					
券 種	枚 数	金 額		券 種	枚 数	金 額			
1円	枚	円		400円	枚	円			
5円	枚	円		500円	枚	円			
10円	枚	円		1,000円	枚	円			
20円	枚	円		2,000円	枚	円			
50円	枚	円		5,000円	枚	円			
100円	枚	円		10,000円	枚	円			
200円	枚	円		合 計	枚	(A) 円			
300円	枚	円		手 数 料 [(A) × 2.2 / 100]		(B) 円			
販売区分	券種別	合計	手数料	販売人	摘 要				
2 卸売	枚 数	枚数	(円)	(コード)					

備考 規格は、特に必要があるときは出納局で出納を担当する課の課長の承認を得て変更することができる。(規格A5)

附 記

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 255 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470203106	福祉用具 咲楽	四日市市采女町字春雨 3210-12	株式会社咲楽	令和元年 7 月 31 日	福祉用具貸与
2470203106	福祉用具 咲楽	四日市市采女町字春雨 3210-12	株式会社咲楽	令和元年 7 月 31 日	特定福祉用具販売
2470703147	ホームケア南郊	松阪市久保町 1553 番地 2	株式会社ホームケア南郊	令和元年 6 月 30 日	訪問介護
2460490010	三重県看護協会訪問看護ステーション「なでしこ亀山」	亀山市野村四丁目 1-4	公益社団法人三重県看護協会	令和元年 5 月 31 日	訪問看護

三重県告示第 256 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470203106	福祉用具 咲楽	四日市市采女町字春雨 3210-12	株式会社咲楽	令和元年 7 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
2470203106	福祉用具 咲楽	四日市市采女町字春雨 3210-12	株式会社咲楽	令和元年 7 月 31 日	特定介護予防福祉用具販売
2460490010	三重県看護協会訪問看護ステーション「なでしこ亀山」	亀山市野村四丁目 1-4	公益社団法人三重県看護協会	令和元年 5 月 31 日	介護予防訪問看護

三重県告示第 257 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かとう 歯科	四日市市波木町 215-1	令和元年 7 月 1 日
ここあ歯科	津市高茶屋小森町 145 番地イオンモール津南 2 階	令和元年 8 月 1 日
志田 歯科（往診専門）	多気郡大台町新田 455-2 F R E A T U M U K I 103	令和元年 6 月 1 日
健やか薬局 明神店	津市久居明神町 2327-1	令和元年 7 月 1 日
スギ薬局 松阪南店	松阪市駅部田町 513-6	令和元年 8 月 1 日
平井薬局	三重郡菟野町福村 94-1	平成 30 年 12 月 1 日
エンゼル薬局 四日市中央店	四日市市城北町 40-2	令和元年 8 月 1 日

エンゼル薬局 四日市南店	四日市市山田町 5570-10	令和元年 8 月 1 日
--------------	-----------------	--------------

### 三重県告示第 258 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護ステーションかがせお	伊勢市岡本町二丁目 7-11	伊勢市藤里町 338 番地 1	令和元年 6 月 21 日

### 三重県告示第 259 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
むとう耳鼻咽喉科	四日市市西新地 13-8	令和元年 6 月 30 日
かとう歯科	四日市市波木町 215-1	令和元年 6 月 30 日
志田歯科（往診専門）	松阪市白粉町 331-13	令和元年 5 月 31 日

### 三重県告示第 260 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
こんどう歯科	桑名市桜通 18	令和元年 9 月 1 日

### 三重県告示第 261 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かとう歯科	四日市市波木町 215-1	令和元年 7 月 1 日
ここあ歯科	津市高茶屋小森町 145 番地イオンモール津南 2 階	令和元年 8 月 1 日
志田 歯科（往診専門）	多気郡大台町新田 455-2 FREA TUMUK I 103	令和元年 6 月 1 日
健やか薬局 明神店	津市久居明神町 2327-1	令和元年 7 月 1 日
スギ薬局 松阪南店	松阪市駅部田町 513-6	令和元年 8 月 1 日
平井薬局	三重郡菰野町福村 94-1	平成 30 年 12 月 1 日
エンゼル薬局 四日市中央店	四日市市城北町 40-2	令和元年 8 月 1 日
エンゼル薬局 四日市南店	四日市市山田町 5570-10	令和元年 8 月 1 日

### 三重県告示第 262 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条

の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年8月27日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護ステーションかがせお	伊勢市岡本町二丁目7-11	伊勢市藤里町338番地1	令和元年6月21日

三重県告示第263号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年8月27日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
むとう耳鼻咽喉科	四日市市西新地13-8	令和元年6月30日
かとう歯科	四日市市波木町215-1	令和元年6月30日
志田歯科（往診専門）	松阪市白粉町331-13	令和元年5月31日

三重県告示第264号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第6項の規定により公示します。

令和元年8月27日

三重県知事 鈴木英敬

- 登録年月日及び登録番号  
令和元年8月16日 第71号

- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社アグリズム	代表取締役 森 和彦	鈴鹿市西富田町851番地の2

- 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類  
国内産農産物（玄米、飼料用もみ）
- 登録の区分  
品位等検査
- 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域  
三重県
- 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
森 和彦	■■■■■■ ■■ ■■■■ ■■	玄米、飼料用もみ	K242016502

三重県告示第265号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」といいます。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示します。

令和元年8月27日

三重県知事 鈴木英敬

- 登録年月日及び登録番号  
平成26年9月10日 第57号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
----	--------	------------

桑名米商株式会社	代表取締役 種村 和己	桑名市大中央町 53 番地の 1
----------	-------------	------------------

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
山上 祐樹	■■■■■	玄米	K242004500
伊藤 慎悟	■■■■■	玄米	K242012501

7 登録の更新日

令和元年 8 月 16 日

**三重県告示第 266 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

伊曽島加入区

**三重県告示第 267 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

城南加入区

**三重県告示第 268 号**

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
長島町区域 （三重外湾漁業協同組合のうち長島町の地区）	沖合底びき網漁業、中型まき網漁業（総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。）及び雑魚定置漁業

**三重県告示第 269 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）三重トヨタ自動車株式会社 四日市久保田店  
四日市市久保田二丁目 268-1 ほか 5 筆
- 2 四日市市から聴取した意見

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 開店時や週末等の繁忙期においては、店舗各出入口や店舗内駐車場の混雑により、周辺道路への交通影響を招くことが想定されるため、交通整理等による十分な対応を図ること。また、上記期間以外でも交通混雑が生じる場合には、その状況等を鑑みて十分な対応を図ること。

イ 市道西新地久保田線の交通に支障が生じないよう、入退店経路の周知を図ること。

ウ 店舗近隣には、常磐中学校、常磐小学校、中部中学校、中部西小学校等があり、児童生徒の通学路の一部と日常生活の行動範囲が、来客車両経路及び業者車両経路と重複している。については、来客者及び業者に対して、車両にて来店及び搬出入する際の安全確保を図るよう十分に注意喚起を行うこと。

エ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条及び第 32 条に基づく工事を実施する際には、四日市市都市整備部道路管理課にて手続を行うこと。

オ 道路法第 95 条の 2 に伴う資料は、店舗設置者にて用意し、四日市市都市整備部道路管理課に提出すること。

カ 工事車両及び資材を置く場所を確保し、周辺道路の交通障害にならないよう配慮すること。また、交通障害が発生する時は所管警察署と協議を行い指示に従うこと。

キ 店舗設置工事により、道路を損傷した際には、速やかに補修及び修繕を行うこと。

## (2) 騒音の発生に係る事項

ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排気ガス及び騒音の軽減に努めること。

イ 搬入車両の入庫作業及び荷さばきは、早朝及び深夜に行わないこと。

ウ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。

エ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、当該敷地境界で規制基準を遵守するとともに、規制基準を超過するおそれがある場合には、規制基準値以下となるよう対策をとること。

## (3) 廃棄物に係る事項

ア 事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。

イ 四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は一般廃棄物のみであり、搬入する場合は、廃棄物搬入許可申請の必要の有無について、あらかじめ四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

## (4) その他の事項

ア 当該出店計画については、周辺地域の自治会をはじめ地域住民に広く周知すること。また、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題については、早急に対応策を地元と協議し、その解決を図ること。

イ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には、事前に届出が必要となるため、あらかじめ四日市市環境部環境保全課と協議すること。

## 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 4 意見の縦覧の期間及び時間

令和元年 8 月 27 日から同年 9 月 27 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 270 号**

三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定（平成 17 年三重県告示第 311 号）の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定の一部を改正する告示

三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定（平成 17 年三重県告示第 311 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。



改 正 後	改 正 前
<p>三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）第 6 条第 3 項第 9 号及び同条第 7 項の規定により次の公共的団体を指定します。</p> <p>なお、公共的団体の指定（昭和 57 年三重県告示第 383 号）は、廃止します。</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 伊勢地域観光交通対策協議会</p> <p>8 <u>三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会松阪市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会鈴鹿市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会尾鷲市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体鳥羽市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会熊野市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体いなべ市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体伊賀市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体菰野町実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会 多気町・松阪市実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会明和町実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体大台町実行委員会</u></p> <p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会紀北町実行委員会</u></p>	<p>三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）第 6 条第 3 項第 9 号及び同条第 7 項の規定により次の公共的団体を指定します。</p> <p>なお、公共的団体の指定（昭和 57 年三重県告示第 383 号）は、廃止します。</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 伊勢地域観光交通対策協議会</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により小俣町土地改良区（伊勢市小俣町本町 3 番地）の定款の変更を認可しました。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 8月8日	亀山市椿世町字木下 577-1 ほか 27 筆ほか	鈴鹿市安塚町 1275 オオトリ住宅産業株式会社 代表取締役 樋口 博 幸
令和元年 8月8日	三重郡川越町大字南福崎字宮中 413-1 ほか 1 筆	鈴鹿市東玉垣町 1405 株式会社 T'SPLAN 代表取締役 伊藤 良 一 四日市市大字茂福 282-2 有限会社タケスイ設備 代表取締役 加藤 剛 史
令和元年 8月13日	松阪市中道町字中野田 475-1 ほか 7 筆	伊勢市村松町 1380-18 株式会社中美建設 代表取締役 中村 淳 二
令和元年 8月19日	三重郡川越町大字北福崎字掛割 55-1 ほか 1 筆	桑名市大字西別所 1115-7 平野 真知子

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和元年 8 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事                 |
| 2 | 担 当 部 局     | 津市広明町 13 番地<br>三重県農林水産部農産物安全・流通課            |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和元年 8 月 16 日                               |
| 4 | 落 札 者       | 三重県松阪市久保田町 74 番地の 6<br>伊藤建設株式会社 代表取締役 伊藤 雅人 |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 34,000,000 円<br>契約金額 37,400,000 円      |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札                                      |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和元年 6 月 25 日                               |

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---